東京証券取引所 CLUB CABU News (No. 2962) 2012/4/18

http://www.tse.or.jp/

【本日の目次】

- 1. 市況情報
 - ◆本日の株価指標等
 - ◆ランキング情報
 - ◆前·後場概況

2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次 の2.を抜粋しております。

2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No59

新興市場上場企業の虚偽記載について(その 2)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回は、新興市場上場企業の虚偽記載が引き続き多く見られることから、そのうちの二件を題材として、その問題点を明らかにし、本稿で、新興市場上場企業の適正開示の一層の向上に向けて是非御気をつけいただきたい点につき私見を述べさせていただく旨記述した。

前回は、

- (1) 京王ズホールデイングスに対する課徴金納付命令勧告(1/24)を取り上げ、その虚偽記載の内容の主なものである、
 - i) 当社資金の社外流出に伴う貸倒引当金の過少計上
 - ii) インセンティブに係る売上の過大計上

について説明させていただいた。

今回は、京王ズホールデイングスに対する勧告から日をおかず勧告された、

- (2) クラウドゲートに対する課徴金納付命令勧告(1/27)について御紹介する。
 - 当社は、平成18年12月期、19年12月期、20年12月期、21年12月期、

22年12月期各期の有価証券報告書、並びに延べ10期の半期報告書もしくは四半期報告書において、重要な事項につき虚偽の記載を行ったものである。

- ・ 当社の虚偽記載の内容は多岐にわたるが、その主なものは、株式上場 (札幌アンビシャス)前(平成18年12月期)における架空売上の計上等、株 式上場後(平成19年2月以降)における架空売上の計上等、前会長に対する 不正な資金流出に係る貸倒引当金の不計上の三点である。
- ・ 上場前の架空売上の計上は、当社は、A 社との間で、画像コンテンツ の著作権使用許諾契約を締結して使用許諾料の名目で売上を計上すると ともに、実在しないソフトウェアの開発を B 社に委託して架空のソフトウェア資産を計上し、開発委託費の名目で流出させた資金の一部を最終 的に A 社から受領して売上金の回収を偽装した。当社は、このような資金循環取引を複数回実行し、平成 18 年 6 月中間期及び 18 年 12 月期において 架空売上を計上したものである。
- ・ 株式上場後における架空売上の計上とは、当社は、C社との間で画像 コンテンツの使用許諾契約を締結し、使用許諾料の名目で売上を計上し た。その一方、当社は、当時子会社であったD社への貸付金を、E社に発 注していたシステムの代金を水増しして開発委託費用の一部として資金 を流出させた後、C社を経由させることにより、上記売上に係るコンテン ツ使用許諾料の売掛金の回収を偽装した。当社は、このような子会社を 利用した資金循環取引を複数回実行し、平成19年12月期、20年6月中間期 及び20年12月期において、架空売上を計上したものである。
- ・ さらに、当社は、平成 21 年 3 月及び 4 月に F 社との間で実体の無い業務委 託契約を締結した上で、何らの役務提供を受けていなかったにもかかわ らず、前会長の個人債務を前会長に代わって返済するため、業務委託料 の名目で F 社に当該委託料を支払って、前会長のために不正に資金を流出 させた。当社は、こうした不正支出を複数回行っており、こうした支出は、 本来、前会長に対する債権と認識すべきものであるが、当時、前会長には 具体的な返済意思や計画等がなかったことから、直ちに全額貸倒引当金を 計上すべきものであった。その結果、当社は、平成 20 年 12 月期、21 年 3 月 第 1 四半期及び 21 年 6 月第 2 四半期以降の期において、貸倒引当金の過少計 上を行った。
- ・ なお、当社は、こうした重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券 報告書を組み込み情報等とした有価証券届出書により株券を取得させた ことについても課徴金納付命令を勧告されていることに加え、当社役員 は、有価証券届出書に虚偽の記載があることを知りながら、同届出書の

提出に関与し、これに基づく売出しにより、同人が所有する同社株を売りつけたとして課徴金納付命令を勧告されている。

さて、この二件を通じて見ると、前回も述べたように、経営者自らが虚偽記載に大きな役割を果たしていること、また、事業の性格上、使用許諾料の受領、インセンティブの受領といった、いまだ実現していない、もしくは、実現しているかのように見せかけやすい売上項目を悪用するという虚偽記載の性質において、共通したものがある。

筆者としては、虚偽記載の性格上、様々なものがあるとしても、この二点は、新興市場の発展のためにも、同市場上場企業において、是非なくしてもらいたいタイプの虚偽記載であると考えている(もちろん、他のタイプの虚偽記載がよいとか、仕方ないと言っている訳ではありません)。次回は、そうした若干個人的な見解を申し述べさせていただくこととしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

• 筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984 年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009 年金融庁総務企画局市場課長。2010 年 7 月 30 日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

http://www.fsa.go.jp/sesc/

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。 http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm